

報告第4号

令和5年度二宮町一般会計予算事故繰越し
繰越し計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、一般会計予算事故繰越し繰越し計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月7日提出

二宮町長 村田 邦子

令和5年度二宮町一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					事故繰越の事由
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
7 土木費	4 都市計 画費	公園等整備事業	28,226,000	9,930,000	18,296,000	0	18,296,000	0	0	0	0	18,296,000	公園整備にあたり、法面保護吹付専門業者が、令和6年能登半島地震による緊急工事対応協力要請を受け、復旧支援を最優先としたため、3月上旬に工事着手となった。年度内に工事が完了しない見込みとなることから、工期を延伸し、事故繰越しとするものです。